

令和6年門真市議会第2回定例会



議 案 書

門 真 市

第2回定例会付議事件目次

		ページ
第1	報告第2号 令和5年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書 について	1
第2	報告第3号 令和5年度門真市介護保険事業特別会計繰越明許 費繰越計算書について	7
第3	報告第4号 令和5年度門真市水道事業会計予算繰越計算書に ついて	11
第4	報告第5号 令和5年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計 算書について	15
第5	議案第38号 市道路線の認定について	18
第6	議案第39号 門真住宅29棟他撤去工事請負契約の締結について	19
第7	議案第40号 使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備 に関する条例の制定について	21
第8	議案第41号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について	35
第9	議案第42号 門真市税条例及び災害による被害者に対する門真 市税の減免に関する条例の一部改正について	37
第10	議案第43号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	49
第11	議案第44号 門真市地域包括支援センターにおける包括的支援 事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正 について	52
第12	議案第45号 門真市国民健康保険条例の一部改正について	54
第13	議案第46号 門真市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に 関する条例の一部改正について	72
第14	議案第47号 令和6年度門真市一般会計補正予算（第4号）	75
第15	議案第48号 令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計補正 予算（第1号）	101
第16	議案第49号 監査委員の選任について	112
第17	議案第50号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	115
第18	議案第51号 人権擁護委員候補者の推薦について	117
第19	議案第52号 人権擁護委員候補者の推薦について	120

報告第2号

令和5年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度門真市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告する。

記
令和5年度門真市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
2 総務費	2 徴税費	個人市民税課税事務	円 8,778,000	円 8,778,000
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務	13,332,000	13,332,000
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰に伴う低所得世帯追加支援給付金給付事業	31,811,000	31,809,950
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対策支援給付金給付事業	476,837,000	353,671,099
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	24,874,000	10,962,000
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター施設棟運転維持管理事業	2,313,754,000	2,313,753,200
6 商工費	1 商工費	かどまを満喫・カドマツアーリズムde商業振興事業	226,323,000	226,323,000
7 土木費	2 道路橋りょう費	大阪モノレール門真市駅・(仮称)門真南駅間新駅設置事業	103,122,000	91,610,800
7 土木費	4 都市計画費	住宅市街地総合整備事業	447,052,000	226,874,204
7 土木費	4 都市計画費	庁舎エリア整備事業	56,694,000	45,388,850
7 土木費	5 住宅費	市営住宅維持管理事業	47,155,000	47,155,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
—	—	—	—	8,778,000
—	13,332,000	—	—	—
2,559,450	29,250,500	—	—	—
78,068,770	275,602,329	—	—	—
—	10,962,000	—	—	—
—	205,114,000	1,643,000,000	—	465,639,200
133,217,082	—	—	—	93,105,918
—	40,923,850	18,400,000	25,343,475	6,943,475
—	118,327,000	60,500,000	—	48,047,204
—	19,301,000	14,500,000	—	11,587,850
—	17,200,000	26,500,000	—	3,455,000

8 消防費	1 消防費	消火栓等整備事業	6,864,000	6,864,000
9 教育費	3 中学校費	中学校施設整備事業	19,752,000	19,752,000
9 教育費	5 社会教育費	(仮称) 市立生涯学習複合施設建設事業	22,647,000	2,349,000

—	—	—	—	6,864,000
—	9,871,000	9,700,000	—	181,000
—	—	2,100,000	—	249,000

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

報告第3号

令和5年度門真市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度門真市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告する。

記

令和5年度門真市介護保険事業

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
1 総務費	1 総務管理費	介護保険事務委託事業	円 3,256,000	円 3,256,000

特別会計繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
—	—	—	—	3,256,000

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

報告第4号

令和5年度門真市水道事業会計予算繰越計算書について

令和5年度門真市水道事業会計予算繰越計算書を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告する。

記
令和5年度門真市水道事業

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	都市計画道路寝屋川大東線（一般府道木屋門真線）街路築造工事（R4）に伴う配水管布設工事外	円 66,132,000	円 —	円 66,132,000
1. 資本的支出	1. 建設改良費	御堂町・常盤町地区配水管布設替工事外	261,404,000	—	261,404,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 水道事業費用	1. 営業費用	一般国道1号（淀川左岸延伸部（門真市から大阪市鶴見区まで））建設事業に伴う配水管仮移設工事	円 32,637,000	円 —	円 32,637,000

会計予算繰越計算書

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
企 業 債	工 事 負担金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
円 32,100,000	円 1,488,000	円 32,544,000	円 —	円 —	— 他事業との工程調整及び地元調整に時間を要したことによる予算繰越
127,400,000	4,464,000	129,540,000	—	—	— 地元調整及び工事の完了に時間を要したことによる予算繰越

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
工 事 負 担 金				
	円 32,637,000	円 —	円 —	— 他事業との工程調整に時間を要したことによる予算繰越

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

報告第5号

令和5年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

令和5年度門真市公共下水道事業会計予算繰越計算書を、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告する。

記

令和5年度門真市公共下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和5年度公共下水道島頭第1管渠築造工事(6)他	1,068,479,000	90,167,000	793,062,000
1. 資本的支出	1. 建設改良費	令和4年度公共下水道打越北管渠築造工事(4)(5)に伴うガス管の復元工事	304,108,000	120,686,221	10,000,000

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
補助金	企業債	繰越工事資金	損益勘定留保等			
円	円	円	円	円	円	
120,150,000	618,400,000	54,500,000	12,000	185,250,000	—	他事業との工程調整及び地元調整に時間を要したことによる予算繰越
—	10,000,000	—	—	173,421,779	—	他事業との協議に時間を要したことによる予算繰越

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

議案第38号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により次の路線を認定するにつき、議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

路線 番号	路線名	起 終 点 先 地 番	
		起 点	終 点
1-352	柳町3号線	柳町983番8先	柳町658番先

議案第39号

門真住宅29棟他撤去工事請負契約の締結について

門真住宅29棟他撤去工事について、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

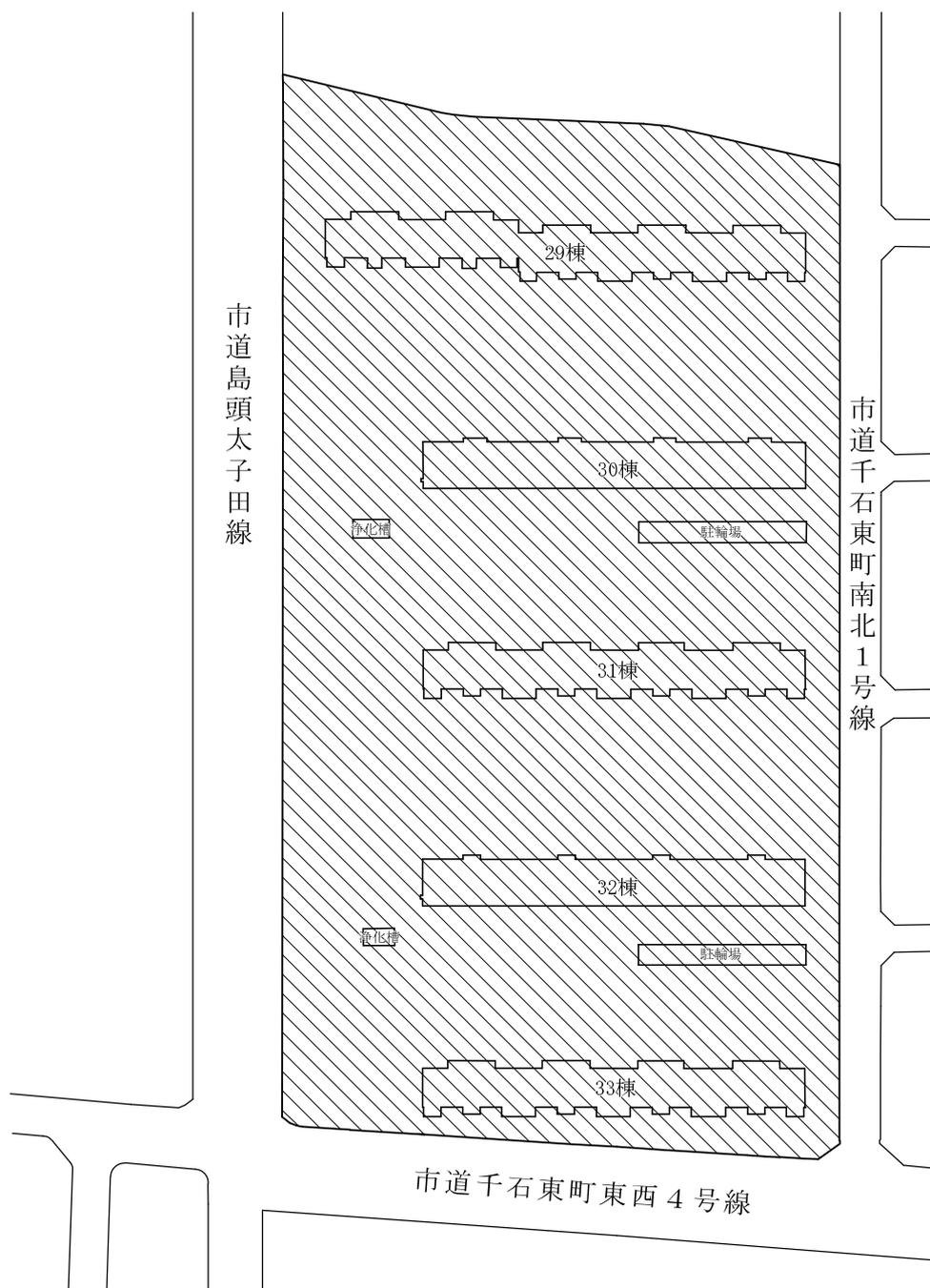
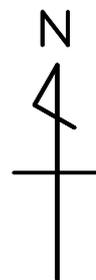
令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

- | | |
|----------|---|
| 1 工 事 名 | 門真住宅29棟他撤去工事 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 588,406,500円 |
| 4 契約の相手方 | 大阪府中央区大手前一丁目7番31号
岩田地崎建設株式会社大阪支店
執行役員支店長 畑 忠佳 |
| 5 完成期限 | 令和7年3月31日 |

門真住宅29棟他撤去工事



凡 例	
	今回工事場所

議案第40号

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するにつき、議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

門真市使用料及び手数料の見直しに関する指針に基づき、使用料及び手数料の受益者負担の適正化を図るため、関係各条例において所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

使用料及び手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(門真市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 門真市国民健康保険条例(昭和39年条例第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料の督促手数料) 第22条 保険料の督促手数料は、督促状1通について <u>70円</u> とする。ただし、やむを得ない理由があるとみとめる場合においては、これを徴収しない。	(保険料の督促手数料) 第22条 保険料の督促手数料は、督促状1通について <u>50円</u> とする。ただし、やむを得ない理由があるとみとめる場合においては、これを徴収しない。

(門真市立小・中学校施設設備使用条例の一部改正)

第2条 門真市立小・中学校施設設備使用条例(昭和51年門真市条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
別表(第6条関係)	別表(第6条関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td><u>200円</u></td> </tr> <tr> <td>教室・音楽室その他 の部屋</td> <td>1室につき <u>90円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用料(1時間当たり)	体育館	<u>200円</u>	教室・音楽室その他 の部屋	1室につき <u>90円</u>	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用料(1時間当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td><u>150円</u></td> </tr> <tr> <td>教室・音楽室その他 の部屋</td> <td>1室につき <u>60円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用料(1時間当たり)	体育館	<u>150円</u>	教室・音楽室その他 の部屋	1室につき <u>60円</u>	略	
種別	使用料(1時間当たり)																
体育館	<u>200円</u>																
教室・音楽室その他 の部屋	1室につき <u>90円</u>																
略																	
種別	使用料(1時間当たり)																
体育館	<u>150円</u>																
教室・音楽室その他 の部屋	1室につき <u>60円</u>																
略																	
備考 略	備考 略																

(門真市南部市民センター条例の一部改正)

第3条 門真市南部市民センター条例(平成5年門真市条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																						
別表(第6条関係)	別表(第6条関係)																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用単位</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時30分から午後1時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後9時30分まで</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>午後1時から午後9時30分まで</td> <td>午前9時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>多目的</td> <td>300</td> <td>7,300</td> <td>8,300</td> <td>9,300</td> <td>15,600</td> <td>17,600</td> <td>24,900</td> </tr> </tbody> </table>	使用単位	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	午前9時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	施設名	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	多目的	300	7,300	8,300	9,300	15,600	17,600	24,900	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用単位</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時30分から午後1時まで</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後9時30分まで</td> <td>午前9時から午後5時まで</td> <td>午後1時から午後9時30分まで</td> <td>午前9時から午後9時30分まで</td> </tr> <tr> <td>施設名</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>多目的</td> <td>300</td> <td>5,750</td> <td>6,600</td> <td>7,400</td> <td>11,700</td> <td>13,200</td> <td>18,600</td> </tr> </tbody> </table>	使用単位	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	午前9時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	施設名	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	多目的	300	5,750	6,600	7,400	11,700	13,200	18,600
使用単位		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日																																																																
	午前9時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで																																																																	
施設名	円	円	円	円	円	円																																																																	
定員	円	円	円	円	円	円																																																																	
多目的	300	7,300	8,300	9,300	15,600	17,600	24,900																																																																
使用単位	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日																																																																	
	午前9時30分から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで																																																																	
施設名	円	円	円	円	円	円																																																																	
定員	円	円	円	円	円	円																																																																	
多目的	300	5,750	6,600	7,400	11,700	13,200	18,600																																																																

改正後									改正前								
ホール									ホール								
会議室	1	30	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>900</u>	<u>1,500</u>	<u>1,700</u>	<u>2,400</u>	会議室	1	30	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>650</u>	<u>1,050</u>	<u>1,200</u>	<u>1,650</u>
	2	24	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,300</u>	<u>1,500</u>	<u>2,100</u>		2	24	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>650</u>	<u>1,050</u>	<u>1,200</u>	<u>1,650</u>
和室	1	12	<u>350</u>	<u>400</u>	<u>450</u>	<u>750</u>	<u>850</u>	<u>1,200</u>	和室	1	12	<u>350</u>	<u>400</u>	<u>450</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,100</u>
	2	12	<u>350</u>	<u>400</u>	<u>450</u>	<u>750</u>	<u>850</u>	<u>1,200</u>		2	12	<u>350</u>	<u>400</u>	<u>450</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,100</u>
料理室	25		<u>1,300</u>	<u>1,400</u>	<u>1,600</u>	<u>2,700</u>	<u>3,000</u>	<u>4,300</u>	料理室	25		<u>900</u>	<u>1,000</u>	<u>1,150</u>	<u>1,800</u>	<u>2,050</u>	<u>2,900</u>
備考 略									備考 略								

(門真市手数料条例の一部改正)

第4条 門真市手数料条例（平成12年門真市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
事務の区分	手数料の額			事務の区分	手数料の額		
	単位及び区分	金額			単位及び区分	金額	
〵 略				〵 略			
16	前各項に掲げる事務以外の事務	(10) 道路敷、水路敷その他の市有地と民有地との境界に関する証明	1筆につき <u>1,500円</u>	16	前各項に掲げる事務以外の事務	(10) 道路敷、水路敷その他の市有地と民有地との境界に関する証明	1筆につき <u>1,000円</u>
			略				略
備考 略				備考 略			

(門真市税条例の一部改正)

第5条 門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(督促手数料) 第12条 徴税吏員は、督促状を発した場合には、督促状1通について、 <u>70円</u> の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	(督促手数料) 第12条 徴税吏員は、督促状を発した場合には、督促状1通について、 <u>50円</u> の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(門真市立放課後児童クラブ条例の一部改正)

第6条 門真市立放課後児童クラブ条例（平成16年門真市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(クラブ費)	(クラブ費)
第7条	第7条
1 略	1 略
2 クラブ費の額は、児童1人当たり月額 <u>6,000円</u> とする。	2 クラブ費の額は、児童1人当たり月額 <u>4,500円</u> とする。
3 略	3 略

(門真市民文化会館条例の一部改正)

第7条 門真市民文化会館条例（平成17年門真市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																																																																																						
別表（第14条関係）	別表（第14条関係）																																																																																																																																																						
1 ホール等	1 ホール等																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">基本料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後・ 午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後1時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>46,200円</td> <td>61,600円</td> <td>79,800円</td> <td>102,300円</td> <td>134,800円</td> <td>150,200円</td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td>13,200円</td> <td>17,600円</td> <td>23,100円</td> <td>29,700円</td> <td>39,600円</td> <td>44,000円</td> </tr> <tr> <td>レセプションホール</td> <td>6,600円</td> <td>8,800円</td> <td>12,100円</td> <td>15,400円</td> <td>20,900円</td> <td>23,100円</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td>3,500円</td> <td>4,700円</td> <td>4,700円</td> <td>8,200円</td> <td>9,400円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>練習室</td> <td>2,200円</td> <td>2,900円</td> <td>2,900円</td> <td>5,100円</td> <td>5,800円</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>展示ホール</td> <td>6,000円</td> <td>8,000円</td> <td>8,000円</td> <td>14,000円</td> <td>16,000円</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,400円</td> <td>1,800円</td> <td>1,800円</td> <td>3,200円</td> <td>3,600円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>4,400円</td> <td>6,000円</td> <td>6,000円</td> <td>10,400円</td> <td>12,000円</td> <td>16,400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本料						午前	午後	夜間	午前・午後・ 午後	午後・夜間	全日	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	大ホール	46,200円	61,600円	79,800円	102,300円	134,800円	150,200円	小ホール	13,200円	17,600円	23,100円	29,700円	39,600円	44,000円	レセプションホール	6,600円	8,800円	12,100円	15,400円	20,900円	23,100円	リハーサル室	3,500円	4,700円	4,700円	8,200円	9,400円	12,900円	練習室	2,200円	2,900円	2,900円	5,100円	5,800円	8,000円	展示ホール	6,000円	8,000円	8,000円	14,000円	16,000円	22,000円	会議室	1,400円	1,800円	1,800円	3,200円	3,600円	5,000円	研修室	4,400円	6,000円	6,000円	10,400円	12,000円	16,400円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="6">基本料</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>午前・午後・ 午後</th> <th>午後・夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>午前9時から正午まで</th> <th>午後1時から午後5時まで</th> <th>午後6時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後1時から午後10時まで</th> <th>午前9時から午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>42,000円</td> <td>56,000円</td> <td>72,500円</td> <td>93,000円</td> <td>122,500円</td> <td>136,500円</td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td>12,000円</td> <td>16,000円</td> <td>21,000円</td> <td>27,000円</td> <td>36,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>レセプションホール</td> <td>6,000円</td> <td>8,000円</td> <td>11,000円</td> <td>14,000円</td> <td>19,000円</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>リハーサル室</td> <td>3,100円</td> <td>4,200円</td> <td>4,200円</td> <td>7,300円</td> <td>8,400円</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>練習室</td> <td>2,000円</td> <td>2,600円</td> <td>2,600円</td> <td>4,600円</td> <td>5,200円</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>展示ホール</td> <td>5,400円</td> <td>7,200円</td> <td>7,200円</td> <td>12,600円</td> <td>14,400円</td> <td>19,800円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1,200円</td> <td>1,600円</td> <td>1,600円</td> <td>2,800円</td> <td>3,200円</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>4,000円</td> <td>5,400円</td> <td>5,400円</td> <td>9,400円</td> <td>10,800円</td> <td>14,800円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本料						午前	午後	夜間	午前・午後・ 午後	午後・夜間	全日	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	大ホール	42,000円	56,000円	72,500円	93,000円	122,500円	136,500円	小ホール	12,000円	16,000円	21,000円	27,000円	36,000円	40,000円	レセプションホール	6,000円	8,000円	11,000円	14,000円	19,000円	21,000円	リハーサル室	3,100円	4,200円	4,200円	7,300円	8,400円	11,500円	練習室	2,000円	2,600円	2,600円	4,600円	5,200円	7,200円	展示ホール	5,400円	7,200円	7,200円	12,600円	14,400円	19,800円	会議室	1,200円	1,600円	1,600円	2,800円	3,200円	4,400円	研修室	4,000円	5,400円	5,400円	9,400円	10,800円	14,800円
区分		基本料																																																																																																																																																					
		午前	午後	夜間	午前・午後・ 午後	午後・夜間	全日																																																																																																																																																
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで																																																																																																																																																	
大ホール	46,200円	61,600円	79,800円	102,300円	134,800円	150,200円																																																																																																																																																	
小ホール	13,200円	17,600円	23,100円	29,700円	39,600円	44,000円																																																																																																																																																	
レセプションホール	6,600円	8,800円	12,100円	15,400円	20,900円	23,100円																																																																																																																																																	
リハーサル室	3,500円	4,700円	4,700円	8,200円	9,400円	12,900円																																																																																																																																																	
練習室	2,200円	2,900円	2,900円	5,100円	5,800円	8,000円																																																																																																																																																	
展示ホール	6,000円	8,000円	8,000円	14,000円	16,000円	22,000円																																																																																																																																																	
会議室	1,400円	1,800円	1,800円	3,200円	3,600円	5,000円																																																																																																																																																	
研修室	4,400円	6,000円	6,000円	10,400円	12,000円	16,400円																																																																																																																																																	
区分	基本料																																																																																																																																																						
	午前	午後	夜間	午前・午後・ 午後	午後・夜間	全日																																																																																																																																																	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで																																																																																																																																																	
大ホール	42,000円	56,000円	72,500円	93,000円	122,500円	136,500円																																																																																																																																																	
小ホール	12,000円	16,000円	21,000円	27,000円	36,000円	40,000円																																																																																																																																																	
レセプションホール	6,000円	8,000円	11,000円	14,000円	19,000円	21,000円																																																																																																																																																	
リハーサル室	3,100円	4,200円	4,200円	7,300円	8,400円	11,500円																																																																																																																																																	
練習室	2,000円	2,600円	2,600円	4,600円	5,200円	7,200円																																																																																																																																																	
展示ホール	5,400円	7,200円	7,200円	12,600円	14,400円	19,800円																																																																																																																																																	
会議室	1,200円	1,600円	1,600円	2,800円	3,200円	4,400円																																																																																																																																																	
研修室	4,000円	5,400円	5,400円	9,400円	10,800円	14,800円																																																																																																																																																	

改正後							改正前									
茶室		1,100	1,500	1,500	2,600	3,000	4,100	茶室		1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	
和室	1	1,600	2,100	2,100	3,700	4,200	5,800	和室	1	1,400	1,900	1,900	3,300	3,800	5,200	
	2	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800		2	900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	
楽 屋	大 ホ ー ル	2	1,600	2,000	2,000	3,600	4,000	5,600	大 ホ ー ル	2	1,400	1,800	1,800	3,200	3,600	5,000
		3	700	900	900	1,600	1,800	2,500		3	600	800	800	1,400	1,600	2,200
		4	700	900	900	1,600	1,800	2,500		4	600	800	800	1,400	1,600	2,200
	小 ホ ー ル	5	1,100	1,600	1,600	2,700	3,200	4,300	小 ホ ー ル	5	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800
		6	1,100	1,600	1,600	2,700	3,200	4,300		6	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800
		7	1,600	2,000	2,000	3,600	4,000	5,600		7	1,400	1,800	1,800	3,200	3,600	5,000
	講 師 控 室	8	1,100	1,600	1,600	2,700	3,200	4,300	講 師 控 室	8	1,000	1,400	1,400	2,400	2,800	3,800
		9	1,600	2,000	2,000	3,600	4,000	5,600		9	1,400	1,800	1,800	3,200	3,600	5,000
	多 目 的 室		1,000	1,300	1,300	2,300	2,600	3,600	多 目 的 室		900	1,100	1,100	2,000	2,300	3,200
ホ ワ イ エ		6,600	8,800	12,100	15,400	20,900	23,100	ホ ワ イ エ		6,000	8,000	11,000	14,000	19,000	21,000	

備考

1 次の各号に該当する場合の利用料金は、基本料に当該各号に定める額を加算した額とする。

(1)～(2) 略

(3) レセプションホール及び展示ホールの利用者がパントリー（配膳室）を利用するとき 次の表に掲げる額

基本料					
午前	午後	夜間	午前・午後・ 午後	午後・ 夜間	全日
午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
円	円	円	円	円	円
700	900	1,300	1,600	2,200	2,400

2～4 略

2～3 略

備考

1 次の各号に該当する場合の利用料金は、基本料に当該各号に定める額を加算した額とする。

(1)～(2) 略

(3) レセプションホール及び展示ホールの利用者がパントリー（配膳室）を利用するとき 次の表に掲げる額

基本料					
午前	午後	夜間	午前・午後・ 午後	午後・ 夜間	全日
午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
円	円	円	円	円	円
600	800	1,100	1,400	1,900	2,100

2～4 略

2～3 略

(門真市立青少年運動広場条例の一部改正)

第8条 門真市立青少年運動広場条例（平成17年門真市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう

に改正する。

改正後			改正前		
別表（第13条関係）			別表（第13条関係）		
区分	単位	利用料金	区分	単位	利用料金
運動広場利用料金	1時間当たり	<u>750円</u>	運動広場利用料金	1時間当たり	<u>500円</u>
照明設備利用料金	30分当たり	<u>1,500円</u>	照明設備利用料金	30分当たり	<u>1,000円</u>
備考 略			備考 略		

（門真市立テニスコート条例の一部改正）

第9条 門真市立テニスコート条例（平成17年門真市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第11条関係）				別表（第11条関係）			
区分	単位	利用料金		区分	単位	利用料金	
テニスコート利用料金	1コート1時間当たり	市内料金	<u>750円</u>	テニスコート利用料金	1コート1時間当たり	市内料金	<u>500円</u>
		市外料金	<u>1,500円</u>			市外料金	<u>1,000円</u>
照明設備利用料金	1コート30分当たり	<u>450円</u>		照明設備利用料金	1コート30分当たり	<u>300円</u>	
備考 略				備考 略			

（門真市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第10条 門真市後期高齢者医療に関する条例（平成20年門真市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（保険料の督促手数料） 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について <u>70円</u> とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	（保険料の督促手数料） 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について <u>50円</u> とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

（門真市立市民公益活動支援センター条例の一部改正）

第11条 門真市立市民公益活動支援センター条例（平成20年門真市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第17条関係）	別表（第17条関係）

改正後							改正前													
1 会議室及びセミナー室							1 会議室及びセミナー室													
施設名	員	時間		午前	午後	夜間	午前・午後・	午後・	全日	施設名	員	時間		午前	午後	夜間	午前・午後・	午後・	全日	
		別	時	から	時	から	時	から	時			から	時	から	時	から	時	から	時	から
第1会議室	40	午前9時	午後1時	午後5時	午後9時	午後5時	午後9時	午後9時	30分	第1会議室	40	午前9時	午後1時	午後5時	午後9時	午後5時	午後9時	午後9時	30分	3,200
第2会議室	20	500	500	600	1,000	1,100	1,600			第2会議室	20	350	350	400	700	750	1,100			1,600
第3会議室	20	500	500	600	1,000	1,100	1,600			第3会議室	20	350	350	400	700	750	1,100			1,600
セミナー室	60	1,300	1,300	1,500	2,600	2,800	4,100			セミナー室	60	900	900	1,000	1,800	1,900	2,800			4,100
2 略							2 略													
備考 略							備考 略													

(門真市立リサイクルプラザ条例の一部改正)

第12条 門真市立リサイクルプラザ条例（平成21年門真市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前														
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）														
施設名	定員	時間別		午前	午後	午前・	午後	全日	施設名	定員	時間別		午前	午後	午前・	午後	全日		
		別	時	から	時	から	時	から			時	から	時	から	時	から	時	から	時
市民情報ギャラリー	20	午前9時	午後1時	午後5時	午後9時	午後5時	午後9時	30分	市民情報ギャラリー	20	午前9時	午後1時	午後5時	午後9時	午後5時	午後9時	午後9時	30分	900
リサイクル工房	紙すき	15	500	500	1,000				リサイクル工房	紙すき	15	350	350	700					700
リサイクル工房	石けん・染め	15	500	500	1,000				リサイクル工房	石けん・染め	15	350	350	700					700

改正後						改正前					
	裂織	15	500	500	1,000		裂織	15	350	350	700
	り・リ フォー ム工房						り・リ フォー ム工房				
	エ	15	500	500	1,000		エ	15	350	350	700
	コ クッキ ング工 房						コ クッキ ング工 房				
) 略) 略					
会議室	1	20	500	500	1,000	会議室	1	20	450	450	900
	2	20	500	500	1,000		2	20	450	450	900

(門真市立旧第六中学校運動広場条例の一部改正)

第13条 門真市立旧第六中学校運動広場条例（平成23年門真市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区分	単位	使用料		区分	単位	使用料	
運動広場使用料	1時間当たり	750円		運動広場使用料	1時間当たり	500円	
照明設備使用料	30分当たり	1,500円		照明設備使用料	30分当たり	1,000円	
備考 略				備考 略			

(門真市立門真市民プラザ条例の一部改正)

第14条 門真市立門真市民プラザ条例（平成24年門真市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表第1（第18条関係）								別表第1（第18条関係）							
門真市立青少年活動センター								門真市立青少年活動センター							
1 施設								1 施設							
時間別	午前	午後	夜間	午前・午後・ 午後	午後・ 夜間	全日		時間別	午前	午後	夜間	午前・午後・ 午後	午後・ 夜間	全日	
	午前9 時から 午後1 時まで	午後1 時から 午後5 時まで	午後5 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後5 時まで	午後1 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後1 時まで	午前9 時から 午後9 時まで		午前9 時から 午後1 時まで	午後1 時から 午後5 時まで	午後5 時から 午後9 時まで	午後5 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで	午前9 時から 午後9 時まで
施設 定員	人	円	円	円	円	円	円	施設 定員	人	円	円	円	円	円	円
創作	15	600	600	700	1,200	1,300	1,900	創作	15	450	450	500	900	950	1,400

改正後							
室1							
創作室2	35	1,300	1,300	1,500	2,600	2,800	4,100
練習室1	11	700	700	800	1,400	1,500	2,200
練習室2	11	700	700	800	1,400	1,500	2,200
練習室3	22	1,500	1,500	1,600	3,000	3,100	4,600
多目的室1	35	1,300	1,300	1,500	2,600	2,800	4,100
多目的室2	35	1,300	1,300	1,500	2,600	2,800	4,100
野外活動練習場	-	1,500	1,500	-	3,000		略

2 略
備考 略

別表第2（第23条関係）
門真市立生涯学習センター

1 施設

施設名	定員	午前9時から午後1時まで		午後1時から午後5時30分まで		午前9時から午後5時30分まで		午後1時から午後9時30分まで	
		人	円	円	円	円	円	円	円
小会議室	20		700	700	800	1,400	1,500	2,200	
第1研修室	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200		
第2研修室	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200		
第1会議室	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200		

改正前							
室1							
創作室2	35	900	900	1,000	1,800	1,900	2,800
練習室1	11	500	500	550	1,000	1,050	1,550
練習室2	11	500	500	550	1,000	1,050	1,550
練習室3	22	1,000	1,000	1,100	2,000	2,100	3,100
多目的室1	35	900	900	1,000	1,800	1,900	2,800
多目的室2	35	900	900	1,000	1,800	1,900	2,800
野外活動練習場	-	1,000	1,000	-	2,000		略

2 略
備考 略

別表第2（第23条関係）
門真市立生涯学習センター

1 施設

施設名	定員	午前9時から午後1時まで		午後1時から午後5時30分まで		午前9時から午後5時30分まで		午後1時から午後9時30分まで	
		人	円	円	円	円	円	円	円
小会議室	20		500	500	550	1,000	1,050	1,550	
第1研修室	30	700	700	800	1,400	1,500	2,200		
第2研修室	30	700	700	800	1,400	1,500	2,200		
第1会議室	30	700	700	800	1,400	1,500	2,200		

改正後							
第2 会議 室	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200
第3 会議 室	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200
多目 的室	50	1,900	1,900	2,100	3,800	4,000	5,900
集会 室	70	2,700	2,700	3,000	5,400	5,700	8,400
I T・ 視聴 覚室	20	1,500	1,500	1,600	3,000	3,100	4,600
和室	10	700	700	800	1,400	1,500	2,200
プレ イ ルー ム	30	1,000	1,000	1,200	2,000	2,200	3,200
視聴 覚室	162	4,500	4,500	5,100	9,000	9,600	14,100
陶芸 木工 室	17	1,500	1,500	1,600	3,000	3,100	4,600

2 略
備考 略

別表第3 (第28条関係)

門真市立門真市民プラザ体育館

施設名	利用者区分	時間別	午前9時	正午から午後3時	午後3時から午後6時	午後6時から午後9時	午前9時から午後9時	
		利用	時から正午まで	から午後3時まで	から午後6時まで	から午後9時まで	から午後9時まで	
体育室(全居住面)	市内居住者	円	2,800	2,800	2,800	4,200	8,400	12,600
	市外居住者	円	5,600	5,600	5,600	8,400	16,800	25,200

改正前							
第2 会議 室	30	700	700	800	1,400	1,500	2,200
第3 会議 室	30	700	700	800	1,400	1,500	2,200
多目 的室	50	1,300	1,300	1,450	2,600	2,750	4,050
集会 室	70	1,800	1,800	2,000	3,600	3,800	5,600
I T・ 視聴 覚室	20	1,000	1,000	1,100	2,000	2,100	3,100
和室	10	500	500	550	1,000	1,050	1,550
プレ イ ルー ム	30	700	700	800	1,400	1,500	2,200
視聴 覚室	162	3,000	3,000	3,400	6,000	6,400	9,400
陶芸 木工 室	17	1,000	1,000	1,100	2,000	2,100	3,100

2 略
備考 略

別表第3 (第28条関係)

門真市立門真市民プラザ体育館

施設名	利用者区分	時間別	午前9時	正午から午後3時	午後3時から午後6時	午後6時から午後9時	午前9時から午後9時	
		利用	時から正午まで	から午後3時まで	から午後6時まで	から午後9時まで	から午後9時まで	
体育室(全居住面)	市内居住者	円	2,400	2,400	2,400	4,200	6,600	10,400
	市外居住者	円	4,200	4,200	4,200	7,200	11,400	18,000

改正後								改正前							
	者								者						
体 育 室(半 面)	市内 居住 者	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	2,100	<u>4,200</u>	<u>6,300</u>	体 育 室(半 面)	市内 居住 者	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	2,100	<u>3,300</u>	<u>5,200</u>
	市外 居住 者	<u>2,800</u>	<u>2,800</u>	<u>2,800</u>	4,200	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	市外 居住 者	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	<u>2,100</u>	3,600	<u>5,700</u>	<u>9,000</u>	
剣 道 場 柔 道 場	市内 居住 者	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>700</u>	<u>2,100</u>	<u>2,800</u>	剣 道 場 柔 道 場	市内 居住 者	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1,800</u>	<u>2,400</u>
	市外 居住 者	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>1,400</u>	<u>4,200</u>	<u>5,600</u>	市外 居住 者	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>1,200</u>	<u>3,200</u>	<u>4,200</u>	
相 撲 場	市内 居住 者	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>400</u>	<u>1,200</u>	<u>1,600</u>	相 撲 場	市内 居住 者	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>300</u>	<u>900</u>	<u>1,200</u>
	市外 居住 者	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>2,400</u>	<u>3,200</u>	市外 居住 者	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>1,600</u>	<u>2,100</u>	

備考 略

備考 略

別表第4 (第33条関係)

門真市立門真市民プラザグラウンド

利用時間	利用料金
1時間当たり	<u>1,500円</u>

備考 略

別表第4 (第33条関係)

門真市立門真市民プラザグラウンド

利用時間	利用料金
1時間当たり	<u>1,000円</u>

備考 略

(門真市立総合体育館条例の一部改正)

第15条 門真市立総合体育館条例（平成28年門真市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前							
別表 (第14条関係)								別表 (第14条関係)							
1 メインアリーナ等 (団体利用)								1 メインアリーナ等 (団体利用)							
時間別 施設名	基本料							時間別 施設名	基本料						
	午前	午後A	午後B	夜間	終日A	終日B	午前		午後A	午後B	夜間	終日A	終日B		
	午前9時から	正午から	午後3時から	午後6時から	午前9時から	午前9時から	午前9時から		正午から	午後3時から	午後6時から	午前9時から	午前9時から		
	正午まで	3時まで	午後6時まで	午後9時まで	午後6時まで	午後9時まで	正午まで		3時まで	午後6時まで	午後9時まで	午後6時まで	午後9時まで		

改正後								改正前							
メインアリーナ	全面	9,000	9,000	9,000	10,000	27,000	37,000	全面	8,000	8,000	8,000	8,000	24,000	32,000	
	半面	4,500	4,500	4,500	5,000	13,500	18,500	半面	4,000	4,000	4,000	4,000	12,000	16,000	
	3分の2面	6,000	6,000	6,000	6,800	18,000	24,800	3分の2面	5,400	5,400	5,400	5,400	16,200	21,600	
	3分の1面	3,000	3,000	3,000	3,400	9,000	12,400	3分の1面	2,700	2,700	2,700	2,700	8,100	10,800	
サブアリーナ	全面	3,300	3,300	3,300	3,600	9,900	13,500	全面	3,000	3,000	3,000	3,000	9,000	12,000	
	半面	1,650	1,650	1,650	1,800	4,950	6,750	半面	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000	
多目的スタジオ	全面	1,300	1,300	1,300	1,400	3,900	5,300	全面	1,200	1,200	1,200	1,200	3,600	4,800	
	半面	650	650	650	700	1,950	2,650	半面	600	600	600	600	1,800	2,400	
会議室1	250	250	250	250	750	1,000	会議室1	200	200	200	200	600	800		
会議室2	500	500	500	500	1,500	2,000	会議室2	400	400	400	400	1,200	1,600		
クラブハウス	500	500	500	500	1,500	2,000	クラブハウス	400	400	400	400	1,200	1,600		
剣道場	全面	3,300	3,300	3,300	3,600	9,900	13,500	剣道場	3,000	3,000	3,000	3,000	9,000	12,000	
	剣道場	1,650	1,650	1,650	1,800	4,950	6,750	剣道場	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000	
柔道場	1,650	1,650	1,650	1,800	4,950	6,750	柔道場	1,500	1,500	1,500	1,500	4,500	6,000		
研修室	1,200	1,200	1,200	1,200	3,600	4,800	研修室	1,000	1,000	1,000	1,000	3,000	4,000		
備考 略								備考 略							
2 メインアリーナ等 (個人利用)								2 メインアリーナ等 (個人利用)							
施設名	時間別	基本料				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		午前	午後	午後	夜間										
		A	B												
メインアリー		350	350	350	350										
		300	300	300	300										

改正後					改正前				
ナ					ナ				
サブアリーナ	350	350	350	350	サブアリーナ	300	300	300	300
多目的スタジオ	350	350	350	350	多目的スタジオ	300	300	300	300
オ					オ				
剣道場	350	350	350	350	剣道場	300	300	300	300
柔道場	350	350	350	350	柔道場	300	300	300	300
ランニングコース	250円				ランニングコース	200円			
備考 略					備考 略				
3 トレーニングルーム					3 トレーニングルーム				
区分	単位	基本料			区分	単位	基本料		
		円					円		
一時利用	1回利用当たり	350			一時利用	1回利用当たり	300		
回数券(11回券)	11回利用当たり	3,500			回数券(11回券)	11回利用当たり	3,000		
定期利用	1か月当たり	3,500			定期利用	1か月当たり	3,000		
備考 略					備考 略				
4 幼児体育室					4 幼児体育室				
	単位	基本料				単位	基本料		
	1回利用当たり	250円				1回利用当たり	200円		
備考 略					備考 略				
5 空調設備					5 空調設備				
施設名	単位	利用料金			施設名	単位	利用料金		
		円					円		
メインアリーナ	全面	1時間当たり	3,300		メインアリーナ	全面	1時間当たり	3,000	
	半面		1,650			半面		1,500	
	3分の2面		2,200			3分の2面		2,000	
	3分の1面		1,100			3分の1面		1,000	
サブアリーナ	全面	1,100			サブアリーナ	全面	1,000		
	半面	550				半面	500		
6～7 略					6～7 略				

(門真市介護保険条例の一部改正)

第16条 門真市介護保険条例(令和6年門真市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保険料の督促手数料)	(保険料の督促手数料)
第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき <u>70円</u> とする。ただし、やむを得ない	第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき <u>50円</u> とする。ただし、やむを得ない

改正後	改正前
理由があると認める場合においては、これを徴収しない。	理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第4条から第6条まで、第10条及び第16条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の門真市立小・中学校施設設備使用条例別表の規定、第3条の規定による改正後の門真市南部市民センター条例別表の規定、第6条の規定による改正後の門真市立放課後児童クラブ条例第7条第2項の規定、第8条の規定による改正後の門真市立青少年運動広場条例別表の規定、第9条の規定による改正後の門真市立テニスコート条例別表の規定、第11条の規定による改正後の門真市立市民公益活動支援センター条例別表の規定、第12条の規定による改正後の門真市立リサイクルプラザ条例別表の規定、第13条の規定による改正後の門真市立旧第六中学校運動広場条例別表の規定及び第14条の規定による改正後の門真市立門真市民プラザ条例別表第1から別表第4までの規定は、令和7年4月1日以後の施設の使用及び利用並びに門真市立放課後児童クラブの利用（以下「施設の使用等」という。）に係る使用料、利用料金及びクラブ費（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の施設の使用等に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 3 第7条の規定による改正後の門真市民文化会館条例別表の規定は、令和8年4月1日以後の門真市民文化会館の利用に係る利用料金について適用し、同日前の門真市民文化会館の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 4 第15条の規定による改正後の門真市立総合体育館条例別表の規定は、令和9年4月1日以後の門真市立総合体育館の利用に係る利用料金について適用し、同日前の門真市立総合体育館の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 5 第1条の規定による改正後の門真市国民健康保険条例第22条の規定、第4条の規定による改正後の門真市手数料条例別表第1の規定、第5条の規定による改正後の門真市税条例第12条の規定、第10条の規定による改正後の門真市後期高齢者医療に関する条例第5条の規定及び第16条の規定による改正後の門真市介護保険条例第8条の規定は、令和7年4月1日以後の申請に係る手数料並びに同日以後に督促状を発行する市税及び保険料に係る督促手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料並びに同日前に督促状を発行した市税及び保険料に係る督促手数料については、なお従前の例による。

議案第41号

門真市附属機関に関する条例の一部改正について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による介護保険法の一部改正に伴い、門真市地域密着型サービス等運営委員会の担任する事務に介護予防支援事業を行う事業者の指定、指定基準及び介護報酬の設定等についての調査審議に関する事務を追加するにつき、本条例案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
1 市長の附属機関		1 市長の附属機関	
名称	担任する事務	名称	担任する事務
） 略		） 略	
門真市地域密着型サービス等運営委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型サービス、 <u>地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援事業</u> を行う事業者の指定、指定基準及び介護報酬の設定等についての調査審議に関する事務	門真市地域密着型サービス等運営委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスを行う事業者の指定、指定基準及び介護報酬の設定等についての調査審議に関する事務
） 略		） 略	
2～3 略		2～3 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

門真市税条例及び災害による被害者に対する門真市税の減免に
関する条例の一部改正について

門真市税条例（平成14年門真市条例第24号）及び災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例（昭和59年門真市条例第24号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布に伴い、個人市民税において公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とし、及び定額による特別税額控除について規定し、並びに固定資産税及び都市計画税において滞在快適性等向上施設等に係る課税標準の特例措置を設けるほか、職権による個人市民税、固定資産税等の減免を可能とするとともに、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市税条例及び災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

(門真市税条例の一部改正)

第1条 門真市税条例(平成14年門真市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(大阪府地方税法第三十七条の二第一項第三号に掲げる寄附金に関する条例(平成26年大阪府条例第135号)第2条の規定により指定された寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に支出したものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(大阪府地方税法第三十七条の二第一項第三号に掲げる寄附金に関する条例(平成26年大阪府条例第135号)第2条の規定により指定された寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に支出したものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(市民税の減免)</p> <p>第46条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けよ</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第46条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受け</p>

改正後	改正前
<p>うとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>ようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p>第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、</p>	<p>第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、政令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。）に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、</p>

改正後	改正前
<p>准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（固定資産税の減免）</p>	<p>准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>（固定資産税の減免）</p>
<p>第79条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>（特別土地保有税の減免）</p>	<p>第79条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。_____</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>（特別土地保有税の減免）</p>
<p>第117条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免</p>	<p>第117条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減</p>

改正後	改正前
<p>を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第8条の7 略</p> <p>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)</p>	<p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、政令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p>
<p>第8条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同</p>	<p>第8条の7 略</p>

改正後	改正前
<p>条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第21条、第23条から第24条の2まで、附則第5条第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、附則第8条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	
<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第8条の9</p>	<p>第8条の8</p>
<p>1～2 略</p>	<p>1～2 略</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第1項、附則第8条の5第1項及び前条の規定の適用については、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の9第2項」と、附則第8条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条の9第2項及び」と、前条中「附則第8条の4及び」とあるのは「附則第8条の4、次条第2項及び」とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における第24条の2第1項及び附則第8条の5第1項の規定の適用については、第24条の2第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第8条の8第2項」と、附則第8条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条の8第2項及び」</p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2</p>	<p>第10条の2</p>
<p>1～13 略</p>	<p>1～13 略</p>
<p>14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</p>	
<p>15 略</p>	<p>14 略</p>
<p>16 略</p>	<p>15 略</p>
<p>17 略</p>	<p>16 略</p>
<p>18 略</p>	<p>17 略</p>
<p>19 略</p>	<p>18 略</p>
<p>20 略</p>	<p>19 略</p>
<p>21 略</p>	<p>20 略</p>
<p>22 略</p>	<p>21 略</p>
<p>23 略</p>	<p>22 略</p>
<p>24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	
<p>25 略</p>	<p>23 略</p>

改正後	改正前
26 略	24 略
27 略	25 略
28 略	26 略
<p>(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)</p>	<p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p>
<p>第14条 市内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>第14条 市内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>
<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第67条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第37条の2</p>	<p>第37条の2</p>
<p>1～2 略</p>	<p>1～2 略</p>
<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) <u>附則第8条の5及び附則第8条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の</u></p>	<p>(5) 附則第8条の5 _____ の規定の適用については、<u>同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並</u></p>

改正後	改正前
<p>額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第37条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第38条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、<u>附則第8条の5第1項及び附則第8条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第39条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、<u>附則第8条の5第1項及び附則第8条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第42条</p> <p>1～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の</p>	<p>びに附則第37条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第38条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 附則第8条の5 _____ の規定の適用については、<u>同条第1項中</u>「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第39条</p> <p>1～2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 附則第8条の5 _____ の規定の適用については、<u>同条第1項中</u>「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第42条</p> <p>1～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 附則第8条の5 _____ の</p>

改正後	改正前
<p>規定の適用については、<u>附則第8条の5第1項及び附則第8条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第43条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第8条の5及び附則第8条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第8条の5第1項及び附則第8条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第43条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 附則第8条の5 _____ の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第43条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第49条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第8条の5及び附則第8条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第8条の5第1項及び附則第8条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>第49条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 附則第8条の5 _____ の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第49条の2</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第49条の2</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>附則第8条の5及び附則第8条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第8条の5第1項及び附則第8条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(5) 附則第8条の5 _____ の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>
<p>3～4 略</p>	<p>3～4 略</p>
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) <u>附則第8条の5及び附則第8条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第8条の5第1項及び附則第8条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(5) 附則第8条の5 _____ の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>
<p>第49条の3</p>	<p>第49条の3</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>
<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) <u>附則第8条の5及び附則第8条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第8条の5第1項及び附則第8条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(5) 附則第8条の5 _____ の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>
<p>3～4 略</p>	<p>3～4 略</p>
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>(5) <u>附則第8条の5及び附則第8条の8</u>の規定の適用については、<u>附則第8条の5第1項及び附則第8条の8</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>	<p>(5) 附則第8条の5 _____ の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第49条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p>
<p>6 略</p>	<p>6 略</p>

(災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例の一部改正)

第2条 災害による被害者に対する門真市税の減免に関する条例(昭和59年門真市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(減免の申請)	(減免の申請)
第7条 <u>第2条から前条までの規定により市税の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。ただし、市長が、第2条から前条までのいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u>	第7条 <u>前5条の規定により市税の減免を受けようとする者は、規則の定めるところにより、市長に申請しなければならない。</u>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中門真市税条例第62条の改正規定 令和7年4月1日
- (2) 第1条中門真市税条例第23条の2第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の門真市税条例第23条の2第1項(第9号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の門真市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例

による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第43号

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業等における満3歳以上の児童に対する職員配置基準の見直しを行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年門真市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第30条</p> <p>1 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） <u>おおむね15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第30条</p> <p>1 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） <u>おおむね20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
<p>(職員)</p> <p>第32条</p> <p>1 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） <u>おおむね15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第32条</p> <p>1 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） <u>おおむね20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 <u>おおむね30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>
<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第45条</p> <p>1 略</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第45条</p> <p>1 略</p>

改正後	改正前
<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>（小規模型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第48条</p> <p>1 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>	<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p> <p>（小規模型事業所内保育事業所の職員）</p> <p>第48条</p> <p>1 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議案第44号

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に
関する基準を定める条例の一部改正について

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める
条例（令和4年門真市条例第35号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決
を求める。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化を行うにつき、本条例案を提出す
るものである。

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

門真市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（令和4年門真市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(包括的支援事業の実施に関する基準)</p> <p>第2条</p> <p>1 略</p> <p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね6,000人以上である場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数（門真市地域包括支援センター運営協議会（門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）に規定する門真市地域包括支援センター運営協議会をいう。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。）は、原則として次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人</p> <p>(2) 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の部分につきおおむね2,000人までごとに、省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のいずれか1人</p>	<p>(包括的支援事業の実施に関する基準)</p> <p>第2条</p> <p>1 略</p> <p>2 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね6,000人以上である場合に置くべき_____職員及びその員数_____</p> <p>_____は、_____次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 専らその職務に従事する常勤の職員であって、原則として省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者それぞれ1人</p> <p>(2) 担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の部分につきおおむね2,000人までごとに、原則として省令第140条の66第1号イ(1)から(3)までに掲げる者のいずれか1人</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第45号

門真市国民健康保険条例の一部改正について

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による国民健康保険法の一部改正に伴い、退職者医療制度に関する規定を削るとともに、所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市国民健康保険条例の一部を改正する条例

門真市国民健康保険条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(基礎賦課総額)</p> <p>第10条の2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」と</p>	<p style="text-align: center;">(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第10条の2 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）</u>に係る基礎賦課額（第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（<u>大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの</u>に限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法</p>

改正後	改正前
<p>いう。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)</p>	<p>の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(<u>退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)</u>及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</p>
<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>法附則第7条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の</p>	<p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>法附則第22条</u>の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の</p>

改正後	改正前
<p>納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(7)～(7) 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ(大阪府知事が定めたものに限る。))並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額</p> <p><u>(基礎賦課額)</u></p>	<p>納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額のうち、次に掲げる額の合算額を除く額</p> <p>(7)～(7) 略</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))の額並びに算定政令第6条第6項第1号(国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令第6条第1号ハからヌまで及びヲ(大阪府知事が定めたものに限る。))並びに附則第7条第2号又は第3号に掲げる額の合計額を除く。)、第2号及び第3号に掲げる額を除く。)の額</p> <p><u>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</u></p>
<p>第11条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p>	<p>第11条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者に係る基礎賦課額</u>は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="161 190 252 226">2 略</p> <p data-bbox="204 280 667 315"><u>(基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p data-bbox="154 371 802 2056">第12条 前条の所得割額は、<u>被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、</p>	<p data-bbox="809 190 900 226">2 略</p> <p data-bbox="841 280 1455 360"><u>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p data-bbox="809 371 1455 2056">第12条 前条の所得割額は、<u>一般被保険者</u>に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金</p>

改正後	改正前
<p>同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第19条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第14条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p><u>（基礎賦課額の保険料率）</u></p>	<p><u>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</u></p>
<p>第14条 基礎賦課額の保険料率は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) 略 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額 ア 略 イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を</p>	<p>第14条 <u>一般被保険者に係る</u>基礎賦課額の保険料率は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) 略 (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる額 ア 略 イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を</p>

改正後	改正前
<p>喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) アの額に4分の3を乗じて得た額</p>	<p>喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) アの額に4分の3を乗じて得た額</p>
2～3 略	2～3 略
	(退職被保険者等に係る基礎賦課額)
<p><u>第14条の2</u> 削除</p>	<p><u>第14条の2</u> 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p>
<p><u>第14条の3</u> 削除</p>	<p><u>第14条の3</u> 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、<u>第14条の所得割の保険料率</u>を乗じて算定する。</p> <p>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</p>
<p><u>第14条の5</u> 削除</p>	<p><u>第14条の5</u> <u>第14条の2</u>の被保険者均等割額は、<u>第14条の規定</u>により、それぞれ算定し</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="154 376 478 409"><u>第14条の5の2</u> 削除</p> <p data-bbox="204 1339 456 1373">(基礎賦課限度額)</p> <p data-bbox="154 1384 802 1601">第14条の6 第11条の基礎賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。</p> <p data-bbox="204 1888 655 1921"><u>(後期高齢者支援金等賦課総額)</u></p> <p data-bbox="154 1980 802 2058">第14条の6の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第19条、第19条の</p>	<p data-bbox="831 192 1114 226"><u>た額と同額とする。</u></p> <p data-bbox="831 284 1455 365"><u>(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</u></p> <p data-bbox="802 376 1455 548">第14条の5の2 <u>第14条の2の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</u></p> <p data-bbox="831 560 1455 685"><u>(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第14条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</u></p> <p data-bbox="831 696 1455 958"><u>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第14条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</u></p> <p data-bbox="831 969 1455 1279"><u>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第14条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</u></p> <p data-bbox="850 1339 1102 1373">(基礎賦課限度額)</p> <p data-bbox="802 1384 1455 1832">第14条の6 第11条又は第14条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第14条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。）は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に掲げる額を超えることができない。</p> <p data-bbox="831 1888 1455 1968"><u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</u></p> <p data-bbox="802 1980 1455 2058">第14条の6の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額</p>

改正後	改正前
<p>3 及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p><u>(後期高齢者支援金等賦課額)</u></p> <p>第14条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該</p>	<p>(第19条、第19条の3及び第19条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。</u>)の額</p> <p><u>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)</u></p> <p>第14条の6の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに</p>

改正後	改正前
世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。	当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額とする。
2 略	2 略
<u>（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</u>	<u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</u>
第14条の6の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。	第14条の6の4 前条の所得割額は、 <u>一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u>
<u>（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</u>	<u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</u>
第14条の6の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次に掲げるとおりとする。	第14条の6の5 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次に掲げるとおりとする。</u>
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
2～3 略	2～3 略
第14条の6の6 削除	<u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）</u>
	第14条の6の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。
第14条の6の7 削除	<u>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</u>
	第14条の6の7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第14条の6の5の所得割の保険料率を乗じて算定する。

改正後	改正前
<p><u>第14条の6の8</u> 削除</p>	<p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</u> <u>第14条の6の8</u> 第14条の6の6の被保険者均等割額は、第14条の6の5の規定により算定した額と同額とする。</p>
<p><u>第14条の6の9</u> 削除</p>	<p><u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</u> <u>第14条の6の9</u> 第14条の6の6の世帯別平等割額は、第1号から第3号までに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ第1号から第3号までに定める額とする。</p>
	<p>(1) 第2号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第14条の6の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第14条の6の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第14条の6の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) <u>第14条の6の10</u> 第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) <u>第14条の6の10</u> 第14条の6の3又は第14条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。）は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日におい</p>

改正後	改正前
<p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令</p>	<p>て施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に掲げる額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第14条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額（第19条及び第19条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（<u>法附則第9条第1項の規定により読み替えられた</u>法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額</p> <p>（賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合）</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた、若しくは国民健康保険法施行令</p>

改正後	改正前
<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条若しくは第14条の6の3の額若しくは第14条の8の額又は第19条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p>	<p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第11条、<u>第14条の2</u>、<u>第14条の6の3</u>若しくは<u>第14条の6の6</u>の額若しくは第14条の8の額又は第19条第1項各号に定める額、第19条の3第1項に定める第14条若しくは第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>（低所得者の保険料の減額）</p>
<p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p>	<p>第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は<u>第14条の2</u>の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の6の10の額」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は<u>第14条の2</u>」とあるのは「第14条の6の3又は<u>第14条の6の6</u>」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の6の10の額」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又</p>

改正後	改正前
<p>とあるのは「第14条の8」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の11の額」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の</p>	<p>は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の11の額」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第19条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第14条第2項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の5」とあるのは「第14条の6の5又は第14条の6の8」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の5第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第14条又は第14条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(第14条第2項の規</p>

改正後	改正前
<p>切上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額</p>	<p>定により端数の切上げを行つた後の額とする。)を控除して得た額</p>
(2) 略	(2) 略
5 略	5 略
<p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条又は第14条の5」とあるのは「第14条の6の5又は第14条の6の8」と、「第14条第2項」とあるのは「第14条の6の5第2項」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第14条の6の5第3項」と読み替えるものとする。</p>
(出産被保険者の保険料の減額)	(出産被保険者の保険料の減額)
<p>第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。</p>
(1)～(2) 略	(1)～(2) 略
2 略	2 略
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の6の10の額」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の6」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の6の10の額」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険</p>

改正後	改正前
<p>者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の11の額」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</p>	<p>者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の11の額」と、第2項中「第14条」とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p>	<p>5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第14条の2の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第14条の6の額を超える場合には、第14条の6の額）とする。</p>
<p>(1)～(2) 略</p>	<p>(1)～(2) 略</p>
<p>6 略</p>	<p>6 略</p>
<p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の6の3」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の6の10の額」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の6の3又は第14条の6の6」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の6の10の額」と、前項中「第14条」とあるのは「第14条の6の5」と読み替えるものとする。</p>
<p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第14条の8」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の11の額」と、第6項中「第14条」とあるのは「第</p>	<p>8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「世帯に出産被保険者」とあるのは「世帯に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第14条の2」とあるのは「第14条の8」と、「第14条の6の額」とあるのは「第14条の11の額」と、第6項中「第14条」</p>

改正後	改正前
<p>14条の10」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第26条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。<u>ただし、当該納期限までに提出することができないことについて、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>とあるのは「第14条の10」と読み替えるものとする。</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第26条</p> <p>1 略</p> <p>2 前項の規定によつて保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の門真市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第46号

門真市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の
一部改正について

門真市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年門真市条例第8号）の一部を次のように改正するにつき、議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

提案理由

門真市使用料及び手数料の見直しに関する指針に基づき、受益者負担の適正化を図るため、督促手数料の改定を行うにつき、本条例案を提出するものである。

門真市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

門真市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年門真市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(督促手数料) 第15条 管理者は、法第75条第3項の規定による督促をした場合には、督促状1通につき <u>70円</u> の督促手数料を徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。	(督促手数料) 第15条 管理者は、法第75条第3項の規定による督促をした場合には、督促状1通につき <u>50円</u> の督促手数料を徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の門真市東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第15条の規定は、令和7年4月1日以後に督促状を発行する負担金に係る督促手数料から適用し、同日前に督促状を発行した負担金に係る督促手数料については、なお従前の例による。

議案第47号

令和6年度門真市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度門真市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316,829千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,225,452千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	23,726,429	△221,068	23,505,361
	2 国庫補助金	9,379,667	△221,068	9,158,599
15	府支出金	5,276,791	902	5,277,693
	2 府補助金	1,123,005	902	1,123,907
16	財産収入	78,432	25,693	104,125
	2 財産売払収入	7,372	25,693	33,065
18	繰入金	3,201,919	85,602	3,287,521
	1 基金繰入金	3,201,919	85,602	3,287,521
20	市債	9,007,414	425,700	9,433,114
	1 市債	9,007,414	425,700	9,433,114
	歳入合計	76,908,623	316,829	77,225,452

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	7,638,612	24,705	7,663,317
	1 総務管理費	6,626,306	24,705	6,651,011
	3 戸籍住民基本台帳費	334,207	0	334,207
3	民生費	34,874,896	1,584	34,876,480
	2 児童福祉費	8,550,938	1,584	8,552,522
4	衛生費	3,939,910	902	3,940,812
	1 保健衛生費	1,374,502	902	1,375,404
7	土木費	14,127,227	43,412	14,170,639
	4 都市計画費	7,580,883	14,245	7,595,128
	5 住宅費	4,735,854	29,167	4,765,021
9	教育費	8,724,339	246,854	8,971,193
	5 社会教育費	2,311,309	246,854	2,558,163
12	予備費	55,433	△628	54,805
	1 予備費	55,433	△628	54,805
	歳 出 合 計	76,908,623	316,829	77,225,452

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度 額
固定資産評価システム関連機器等借上事業	令和6年度 ） 令和12年度	千円 40,315
萱島線予備設計業務負担金	令和7年度	2,632
(仮称)市立生涯学習複合施設整備工事 (令和6年度インフレスライド増額分)	令和7年度	658,027

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還方法
公共施設等整備	千円 1,156,700	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	1,156,700			

補正後			
限度額	起債の方法	利率	償還方法
千円 1,582,400	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内据置かつ30年以内に半年賦及び年賦元利均等又は半年賦及び年賦元金均等の方法で償還する。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
1,582,400			

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費国庫補助金	千円 2,035,213	千円 1,309	千円 2,036,522
5 土木費国庫補助金	5,448,981	5,849	5,454,830
6 教育費国庫補助金	1,395,511	△228,226	1,167,285
計	9,379,667	△221,068	9,158,599

1 5 款 府支出金

2 項 府補助金

3 衛生費府補助金	34,380	902	35,282
計	1,123,005	902	1,123,907

1 6 款 財産収入

2 項 財産売払収入

2 不動産売払収入	5,214	25,693	30,907
計	7,372	25,693	33,065

節		金額	説明	明
区分				
1	社会保障・税 番号制度シス テム整備費補 助金	千円 1,309	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	千円
16	社会資本整備 総合交付金	5,849	住宅市街地総合整備事業費補助金	
60	都市構造再編 集中支援事業 費補助金	△228,226	都市構造再編集中支援事業費補助金	

31	大阪府新興感 染症に係る協 定締結医療機 関設備整備費 補助金	902	大阪府新興感染症に係る協定締結医療機関設備整備費補助金	

2	不動産売払収 入	25,693	不動産売払収入	

14款 国庫支出金 15款 府支出金 16款 財産収入

18款 繰入金

1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
5 まちづくり整備基金繰入金	千円 936,208	千円 55,602	千円 991,810
10 財政調整基金繰入金	120,000	30,000	150,000
計	3,201,919	85,602	3,287,521

20款 市債

1項 市債

1 総務債	154,700	1,300	156,000
6 教育債	3,298,000	424,400	3,722,400
計	9,007,414	425,700	9,433,114

節		説	明
区 分	金 額		
1 まちづくり整備基金繰入金	千円 55,602	まちづくり整備基金繰入金	千円
1 財政調整基金繰入金	30,000	財政調整基金繰入金	

10 公共施設等適正管理推進事業債	1,300	旧門真市立北小学校除却事業債	
15 公共事業等債	△205,400	生涯学習複合施設建設事業債	
16 公共施設等適正管理推進事業債	629,800	生涯学習複合施設建設事業債	

18款 繰入金 20款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 5,084,257	千円 14,926	千円 5,099,183	千円	千円 1,300 市債 1,300	千円	千円 13,626
13 文化芸術振興費	150,089	9,779	159,868				9,779
計	6,626,306	24,705	6,651,011	0	1,300	0	23,405

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	334,207	0	334,207	1,309 国庫支出金 1,309			△1,309
計	334,207	0	334,207	1,309	0	0	△1,309

節		説明	明
区分	金額		
13 委託料	千円 14,926	○施策評価対象外事業	千円
		庁舎管理（当直・清掃・駐車場等）事務	14,926
		委託料	14,926
		各種業務委託料（資産）	1,378
		旧北小学校解体工事実施設計業務委託料	1,378
		各種業務委託料（費用）	13,548
		旧北小学校不要物品収集運搬・処分業務委託料	13,548
11 需用費	4,961	○暮らしに息づく文化芸術の推進	
13 委託料	4,818	市民文化会館運営事業	4,961
		需用費	4,961
		修繕料	4,961
		施設等修繕料	4,961
		文化施設予約システム運用事業	4,818
		委託料	4,818
		各種業務委託料（費用）	4,818
		文化施設予約システム業務委託料	4,818

2 款 総務費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	千円 666,813	千円 1,584	千円 668,397	千円	千円	千円	千円 1,584
計	8,550,938	1,584	8,552,522	0	0	0	1,584

4款 衛生費

1項 保健衛生費

6 診療所費	78,025	902	78,927	902			
				府支出金 902			
計	1,374,502	902	1,375,404	902	0	0	0

7款 土木費

4項 都市計画費

7 住宅市街地総合整備事業費	5,577,905	14,245	5,592,150	5,849		8,396	
				国庫支出金 5,849		繰入金 8,396	
計	7,580,883	14,245	7,595,128	5,849	0	8,396	0

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 1,584	千円 ○みんなで支え合う子育て環境づくり 放課後児童クラブ運営事業 1,584 委託料 1,584 施設等運営管理業務委託料（費用） 1,584 放課後児童クラブシステム改修業務委託料 1,584

18 備品購入費	902	○消防・救急医療体制の充実 保健福祉センター診療所運営事業 902 備品購入費 902 重要物品購入費 902 機械器具費 902
----------	-----	---

13 委託料	14,245	○まちの顔づくり 密集市街地整備事業 14,245 委託料 14,245 各種業務委託料（費用） 14,245 建物調査業務委託料 6,611 旧北小学校跡地活用検討業務委託料 7,634
--------	--------	---

3 款 民生費 4 款 衛生費 7 款 土木費

7款 土木費

5項 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 改良住宅管理費	千円 120,197	千円 3,474	千円 123,671	千円	千円	千円	千円 3,474
3 市営住宅建設基金費	139,321	25,693	165,014				25,693
計	4,735,854	29,167	4,765,021	0	0	0	29,167

9款 教育費

5項 社会教育費

1 社会教育総務費	1,963,583	243,380	2,206,963	△228,226 国庫支出金 △228,226	424,400 市債 424,400	47,206 繰入金 47,206	
4 図書館費	182,781	3,474	186,255				3,474
計	2,311,309	246,854	2,558,163	△228,226	424,400	47,206	3,474

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	千円 3,474	千円 ○快適な住まい環境の充実 市営住宅維持管理事業 3,474 需用費 3,474 修繕料 3,474 施設等修繕料 3,474
25 積立金	25,693	○施策評価対象外事業 市営住宅建設基金積立事業 25,693 積立金 25,693 特定目的基金（固定資産） 25,693 基金積立金 25,693

15 工事請負費	243,380	○地域教育環境の充実 （仮称）市立生涯学習複合施設建設事業 243,380 工事請負費 243,380 工事請負費（資産） 243,380 （仮称）市立生涯学習複合施設整備工事 243,380
11 需用費	3,474	○地域教育環境の充実 図書館運営事業 3,474 需用費 3,474 修繕料 3,474 施設等修繕料 3,474

7 款 土木費 9 款 教育費

12款 予備費

1項 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 予備費	千円 55,433	千円 △628	千円 54,805	千円	千円	千円	千円 △628
計	55,433	△628	54,805	0	0	0	△628

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

12款 予備費

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 出 見 込 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
固定資産評価システム関連機器等借上事業	40,315	-	-	令和6年度 ） 令和12年度	40,315	-	-	-	40,315
萱島線予備設計業務負担金	2,632	-	-	令和7年度	2,632	1,253	-	-	1,379
(仮称)市立生涯学習複合施設整備工事(令和6年度インフレスライド増額分)	658,027	-	-	令和7年度	658,027	-	592,200	-	65,827

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前々年度末 現在高 千円	前年度末現在高 見込額 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額 千円
			当該年度中起債 見込額 千円	当該年度中元金 償還見込額 千円	
1. 普通債	30,061,707	35,489,156	9,212,700	2,758,986	41,942,870
(1) 総務債	6,125,076	5,733,291	175,900	724,377	5,184,814
(2) 民生債	1,759,797	1,777,987	255,700	236,773	1,796,914
(3) 衛生債	1,966,619	4,022,207	27,900	259,572	3,790,535
(4) 商工債	—	8,100	—	—	8,100
(5) 土木債	4,159,623	5,845,570	317,600	541,835	5,621,335
(6) 公営住宅債	10,135,646	11,331,438	4,673,700	524,308	15,480,830
(7) 消防債	45,556	65,058	41,700	4,954	101,804
(8) 教育債	5,869,390	6,705,505	3,720,200	467,167	9,958,538
2. 災害復旧	7,826	6,713	—	1,112	5,601
(1) 衛生債	6,688	5,738	—	950	4,788
(2) 土木債	1,138	975	—	162	813
3. その他	22,006,172	20,524,417	220,414	2,023,156	18,721,675
(1) 減税補てん債	93,629	48,225	—	27,716	20,509
(2) 臨時財政対策債	21,758,643	20,322,292	220,414	1,986,430	18,556,276
(3) 減収補てん債	153,900	153,900	—	9,010	144,890
合 計	52,075,705	56,020,286	9,433,114	4,783,254	60,670,146

議案第48号

令和6年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和6年度門真市の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,020千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,849,225千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	国庫支出金	8,621	9,020	17,641
	1 国庫補助金	8,621	9,020	17,641
	歳入合計	14,840,205	9,020	14,849,225

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	393,401	9,020	402,421
	1 総務管理費	393,166	9,020	402,186
	歳 出 合 計	14,840,205	9,020	14,849,225

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 国庫支出金	8,621	9,020	17,641
歳入合計	14,840,205	9,020	14,849,225

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 393,401	千円 9,020	千円 402,421
歳 出 合 計	14,840,205	9,020	14,849,225

補正額の財源内訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
9,020			
9,020	0	0	0

2 歳 入

3 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
61 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	千円 0	千円 9,020	千円 9,020
計	8,621	9,020	17,641

節		説	明
区 分	金 額		
1 社会保障・税 番号制度シス テム整備費補 助金	千円 9,020	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	千円

国民健康保険事業特別会計

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 389,849	千円 9,020	千円 398,869	千円 9,020 国庫支出金 9,020	千円	千円	千円
計	393,166	9,020	402,186	9,020	0	0	0

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	千円 9,020	千円 ○健康保険制度の適正な運営 健康保険管理事業 9,020 委託料 9,020 各種業務委託料（費用） 9,020 個人番号カードと保険証の一体化に伴うシステム改修業務委託料 9,020

国民健康保険事業特別会計

議案第49号

監査委員の選任について

次の者を本市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 

1 氏 名 すが はら まさ あき
菅 原 正 明

1 生 年 月 日 

提案理由

本市監査委員菅原正明の任期が令和6年9月16日をもって満了するので、本案を提出するものである。

1	[REDACTED]	[REDACTED]
		[REDACTED]
1	[REDACTED]	[REDACTED]
1	[REDACTED]	[REDACTED]
		[REDACTED]
1	[REDACTED]	[REDACTED]
		[REDACTED]
1	[REDACTED]	[REDACTED]

参考資料

学 歴

1 [Redacted] [Redacted]

職 歴

1 [Redacted] [Redacted]

議案第51号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年6月3日 提出

門真市長 宮本 一孝

記

1 住 所 

1 氏 名 はま だ かず のり
濱 田 和 則

1 生 年 月 日 

提案理由

人権擁護委員濱田和則の任期が令和6年12月31日をもって満了するので、本案を提出するものである。

参考資料

学 歴

- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]

職 歴

- 1 [Redacted] [Redacted]
- [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]
- 1 [Redacted] [Redacted]

[REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]

1 [REDACTED] [REDACTED]

参考資料

学 歴

1 [Redacted] [Redacted]

職 歴

1 [Redacted] [Redacted]

1 [Redacted] [Redacted]

参考資料

学 歴

1 [Redacted] [Redacted]

職 歴

1 [Redacted] [Redacted]

1 [Redacted] [Redacted]